

証券コード 3426
(発送日) 令和7年9月10日
(電子提供措置の開始日) 令和7年9月3日

株 主 各 位

東京都台東区入谷1丁目27番4号
アトムリビンテック株式会社
代表取締役社長 高橋 快一郎

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上
の下記ウェブサイトにて「第71期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事
項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.atomlt.com/ir/ir_information/meeting/



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトにおいては、銘柄名（会社名）に「アトムリビンテック」ま
たは証券コードに「3426」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情
報」の順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議
決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご
検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、
令和7年9月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますよう
お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年9月25日（木曜日）午後3時
（受付開始：午後2時15分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階 東雲の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第71期（令和6年7月1日から令和7年6月30日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

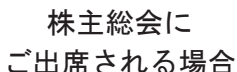
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、会社法及び当社定款の定めに従い、株主総会資料の電子提供措置をとっておりますが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎株主様控室の設置およびお飲み物の提供は実施いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会にご来場の株主様へのお土産はございません。

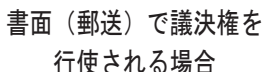


議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



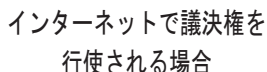
目時

令和7年9月25日(木曜日)
午後3時(受付開始:午後2時15分)



行使期限

令和7年9月24日（水曜日）
午後5時到着分まで



行使期限

令和7年9月24日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

➡こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

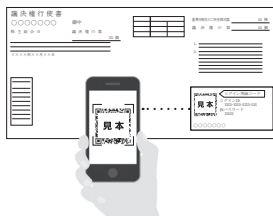
- ・議決権行使書において、議案に賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。
- ・書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

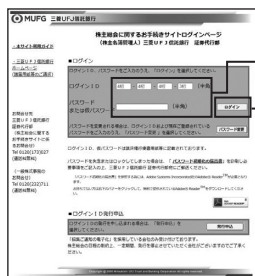


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事 業 報 告

(令和6年7月1日から)
(令和7年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による積極的な経済対策や日銀の緩和的な金融環境の維持を背景に、雇用・所得環境が改善傾向を示したことに加え、インバウンド需要の増加等によって、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られたものの、物価上昇による実質購買力の抑制が消費の重しとなったことに加え、少子高齢化社会の進展による人手不足の深刻化が危惧されるなど、下振れリスクが残存する状況が継続いたしました。また、世界経済を巡っては、国際社会の分断・対立の深まりによって、各地で地政学リスクが高まるほか、米国における関税政策の影響や中国経済の先行き懸念など、不確定要素が多く、景気の先行きに対する不透明感は、依然として払拭できない状況の下で推移いたしました。

当社の関連する住宅市場におきましては、住宅ローン減税の拡充や省エネ住宅への補助金制度など、政府による各種住宅取得支援政策が下支えしたものの、建築資材の原材料コストや製造・輸送に係るエネルギーコストの高止まり等を要因とした建設コストの増加が住宅需要を抑制する状況が続き、新設住宅着工戸数は低調な推移を示しました。また、建設業界における慢性的な人工不足に加え、日銀の金融緩和政策の転換に伴う住宅ローン金利上昇の懸念から、住宅取得マインドは低調に推移する中、省エネ基準適合義務化によって、一時的な駆け込み着工の動きがみられたものの、住宅業界を取り巻く環境は依然として先行き不透明感が拭えず、本格的な市場の回復には未だ至らない水準で推移いたしました。

このような状況の下、今期を初年度とする「第12次中期経営計画（第71期～第73期）」において掲げた「伝統を活かし、変革に挑む」との企業スピリットに従い、創業以来、122年の社歴で培ってきた特長的な事業スタイルを有効に活用できる原動力（人材）を確保するため、全社的な連携体制の強化と環境を整備し、社員一人ひとりが責任と自覚を持って積極的に行動することによって、未来を切り開いていくことのできる“突破力”を備えた発想豊

かな人材の育成に尽力したことに加え、市場ニーズに応える「ものづくり」を推進することにより、全方位のお客様にご満足いただける裾野の広い商品とサービスを丁寧に提供し続ける「住空間創造企業」への進化に取り組みました。

また、住宅産業における企画開発型企業として、当社の主力商品群に成長したソフトクローズ関連商品の拡充はもとより、あまた市場の要望に応じて新技術ならびに新商品の開発に取り組み「内装金物（住まいの金物）の全般」に目を向けた商品開発と営業戦略の推進を心がけ、併せて販売費及び一般管理費の圧縮など調整かつ管理可能な諸施策を講じて、経営環境の変動に左右されにくい社内体制と財務体質の構築を目指し、さらには商品戦略、市場戦略、及び情報システム戦略に一層の前進を果たすべく、鋭意、当面する各々の課題に取り組んで参りました。

商品戦略につきましては、日々嵩じるお客様のご要望に即応し、より現場主義に徹した柔軟で機動力のある商品開発を目指して、当社独自の機能を内包するソフトクローズ関連商品を拡充したほか、3枚の引戸をスムーズな動きで連動させて開閉できる「シンクロ連動引戸金具 SU-101」を新たに設定、また滑らかな動きで折りたたためて操作も簡単な「ダンパー付き折りたたみ棚受け」、さらには、開き戸・引戸どちらにも使用可能で、空気の入れ替えが簡易的に行える「室内用可動ルーバー」等、その他を含め、裾野の広い商品開発を推進してきました。アトムCSタワー（東京・新橋ショールーム）においては、新設したホテルの客室をイメージした空間に、当社商品の使用例や家具商材・その他商品の追加提案を行うなど、市場ニーズに対応した関連商品の拡充と市場への定着を目指した活動に注力しつつ、機能性と利便性の向上を実現して参りました。

一方、市場戦略につきましては、金物卸売業界の流通ルートの整備に取り組むとともに、令和7年4月には東京・アトムCSタワーにて「2025春の新作発表会・東京展」を開催し、併せて、総合カタログ「ATOM-DATALINE（2025-2027）」を発刊して、新たな商品展開の周知と販路開拓に努め、続く6月にはベトナム・ホーチミン市で開催されたベトナム最大級の建築系展示会「V I E T B U I L D 2025」に出展するなど、お客様との商談機会の創出に取り組みつつ、新規事業と既存事業とのさらなる相乗効果の創出を図って参りました。また、当社の情報発信基地としての性格を持つアトム

C Sタワーでは、金物のみならず広くインテリアに関わる商品を常設展示しつつ、「KANAGUつなぐ 地域」伝統工芸支援プロジェクトを推進し、日本各地の伝統工芸や職人と協業して金物との融合を模索するなど、同所開設の本旨に則り、積極的に新分野・異分野の開拓を図っております。

なお、西日本市場の強化と深刻化する運送コストや、自然災害によるリスク分散など、BCP対策を踏まえた物流拠点の複数化を目的に運用している「広島営業所・C/Dセンター」につきましては、管理運用する商品を徐々に増やしつつ、商品供給面における顧客満足・サービスの維持向上に努めて、所期の目的を果たして参る所存であります。

さらに情報システム戦略につきましては、当社の経営管理体制を支える、受発注・会計管理システムを今後の変革にも対応可能なクラウド型システムへ更新して、営業・業務・現業の各部門とも、あまねく同システムを最大限に活用しつつ利便性の向上に努め、常に業務効率ならびに経営効率の一層の向上を図っております。

加えて、当社の「ものづくり」を広く紹介する目的として、ホームページ内の「atom動画ギャラリー」におきましては、機能商品を中心とした商品紹介や設計・施工ガイドなどを動画で配信し、当社の主力商品について単なる商品紹介に留まることなく、職人不足が顕著な建築現場においても施工方法や手順、金物の調整方法等を明解に確認できる利便性を高めた動画コンテンツの整備を進め、また同ホームページ内では、アトムC Sタワー内の展示商品の写真や一部商品では動画の閲覧が可能な「ショールームビュー」の充実を図るなど、SNSを積極的に活用した販売支援ツールの拡充に努めて参りました。

このような経営全般にわたる諸施策を期中における内外況の変化に即応して推進して参りました結果、当期の売上高は10,297百万円（前期比1.3%増）、営業利益は515百万円（前期比54.6%増）、経常利益は561百万円（前期比50.9%増）、当期純利益は390百万円（前期比53.5%増）となりました。

品 目 別 売 上 高

品 目	第70期		第71期	
	自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日		自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日	
	百万円	%	百万円	%
折 戸 ・ 引 戸 金 物	7,437	73.1	7,659	74.4
開 戸 金 物	791	7.8	812	7.9
引 出 ・ 収 納 金 物	879	8.7	729	7.1
取 手 ・ 引 手	455	4.5	487	4.7
附 帯 金 物	598	5.9	607	5.9
合 計	10,162百万円	100.0%	10,297百万円	100.0%

(注) 百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

(2) 設 備 投 資 の 状 況

当期の主要な設備投資は、商品開発の金型及び受発注・会計管理システムを今後の変革にも対応可能なクラウド型システムへの更新などであり、投資総額は397百万円であります。

(3) 資 金 調 達 の 状 況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、前述した社会・経済環境の下で予断を許さない不透明な状況が続くものと考えられ、当社の関連する住宅市場におきましても、少子高齢化による住宅取得者数の減少や住宅の性能向上による高耐久・長寿命化などの構造的な要因を背景に、新設住宅着工戸数は中長期的に縮小傾向で推移するものと予想されます。一方、人口動態の変化や環境意識の高まり、新技術の進歩など、多様な要素によって、住宅業界では量から質への転換期を迎えており、住宅の機能性や設計へのニーズが高まることに加え、環境負荷の低減を求める動きから、ZEHなどのエコ住宅の普及が進むほか、AIやIoTなどの新技術の進展等により、新たな需要の創出に期待が持てる局面にあります。然し乍ら、新設住宅着工戸数の動向については、消費性向及び所得環境の改善がさらに拡大浸透しなければ、本格的な市場の回復には至らない状況にあるものと思われ、生き残りをかけた企業間取引の先鋭化ならびに競合の激化傾向とを併せて、当社を取り巻く事業環境は依然として楽観し得ないものと予想されます。

このような状況の下、住宅関連産業に携わる当社といたしましては、事業展開を支える総合力の強化に最大の努力を傾注するとともに、中長期的な観点において住環境の改善に向けた潜在的なニーズには根強い底流があるものと捉え、国際標準ISO9001（QMS・品質マネジメントシステム）及びISO14001（EMS・環境マネジメントシステム）を活かした商品開発により、創業以来122年の思い「独り歩きのできる商品を提供する」を全うし、併せて第72期を中間年度とする「第12次中期経営計画（第71期～第73期）」において掲げた「伝統を活かし、変革に挑む」との企業スピリットに従い、当社独自の価値観や行動規範など、「伝統」の良い点を活かしながら、その時代が求めるもの、或いはユーザーの求めに応じて自在に変化できる「住空間創造企業」を目指して「変革」に挑み、また、「持続的成長に向けた新たな付加価値の創出」を基本方針として、住宅産業における企画開発型企業として新たな成長基盤の構築に向けて、当社独自の開発商品を世に問うことこそ使命とした「ものづくり」の原点に立ち返り、本来、当社が取り扱うべき商品の裾野拡大と高収益型企業への回帰を実現させる事業展開を図りつつ、将来を見据えた各種投資の活性化を推進して、鋭意、企業の社会的責任を果たして参る所存であります。

一方、アトムCSタワーにつきましては、実際の住空間づくりをテーマに開設した「L I V I N' Z O N E」の充実を図りつつ、当社の全事業ならびに全商品の情報発信基地として、当社のステークホルダーを始めとする異業種・異分野の方々との交流、及びコラボレーションを進めるとともに、同館を活動拠点とするアーバンスタイル事業部では、従来の「ものづくり」のみならず、生活者の「価値観・ライフスタイルの多様化」が進む中、加速度的に進行する情報化社会への多面的なアプローチを行いながら、新しいテーマに向けた事業展開を推進して、豊かなライフスタイルをサポートする「住空間創造企業」としての独自性を深く追究するとともに、日本の伝統工芸や手仕事といった「日本のものづくり」を通じた文化的価値観の提案、コンサルティングなど、業際的かつ先進的な分野へ進出して業容ならびに新規事業の拡大を目論んで参ります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第68期 (令和4年6月期)	第69期 (令和5年6月期)	第70期 (令和6年6月期)	第71期 (当事業年度) (令和7年6月期)
売 上 高(千円)	9,990,863	10,415,647	10,162,479	10,297,016
経 常 利 益(千円)	606,441	415,278	371,930	561,274
当 期 純 利 益(千円)	412,135	346,863	254,702	390,857
1株当たり当期純利益 (円)	103.30	86.94	63.84	97.97
総 資 産(千円)	12,888,461	12,880,078	13,187,554	11,608,141
純 資 産(千円)	9,811,562	10,046,812	10,150,417	10,430,277
1株当たり純資産額 (円)	2,459.16	2,518.12	2,544.12	2,614.26

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については銭未満を四捨五入しており、その他については千円未満を切り捨てております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

記載すべき重要な子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (令和7年6月30日現在)

家具用金物・建具用金物・陳列用金物等、住まいの金物全般の企画開発及び販売

(8) 主要な営業所及び使用人の状況（令和7年6月30日現在）

- ① 本 社 東京都台東区入谷1丁目27番4号
- ② ショールーム等 アトムCSタワー（東京都）
ショップ&ショールーム 亜吐夢金物館（東京都）
アトム住まいの金物ギャラリー大阪事業所（大阪府）
- ③ 営 業 所 札幌・前橋・広島
- ④ 物流センター アトム C/Dセンター（埼玉県）
広島営業所・C/Dセンター（広島県）
- ⑤ 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120名	4名減	43.2歳	16.6年

（注） 使用人数には、嘱託（5名）・パートタイマー（4名）は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況（令和7年6月30日現在）

該当事項はありません。

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和7年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,420,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,989,757株（自己株式115,243株を除く）
 (3) 当事業年度末の株主数 722名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
高橋不動産株式会社	885,440株	22.19%
高橋 快一郎	790,000株	19.80%
アトムリビンテック従業員持株会	221,060株	5.54%
磯川産業株式会社	220,600株	5.52%
櫻井金属工業株式会社	162,200株	4.06%
高橋 壽子	157,000株	3.93%
大塚 李代	83,800株	2.10%
岡崎 衛	81,300株	2.03%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841 （常任代理人 香港上海銀行東京支店 コストディ業務部）	77,900株	1.95%
有我 智代	53,000株	1.32%

（注） 当社は、自己株式115,243株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（令和7年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	高 橋 快 一 郎	高橋不動産株式会社 代表取締役
常 務 取 締 役	山 口 俊	営 業 本 部 長
取 締 役	池 井 正 彦	商 品 本 部 長 兼 商 品 部 長
取 締 役	関 内 和 貴	卸 売 事 業 部 長
取 締 役	山 下 剛	Asia Strategic Partners Co., Ltd. Director 双 葉 税 理 士 事 務 所 代 表 ストラテジックパートナーズ合同会社 代表社員
常 勤 監 査 役	金 子 豊	
監 査 役	小 瀧 繁 幸	
監 査 役	高 島 良 樹	柴田・山口・高島法律事務所パートナー
監 査 役 (仮 監 査 役)	雨 宮 弘 和	雨宮司法書士事務所 所長

- (注) 1. 取締役山下剛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高島良樹氏及び仮監査役雨宮弘和氏は、社外監査役であります。
3. 取締役山下剛氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 令和6年9月25日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって、山下剛氏は監査役を辞任し、同日付で取締役就任いたしました。なお、重要な兼職につきましては、上記の記載に変更はありません。
5. 令和6年9月25日付で、山口俊氏は取締役から常務取締役に就任いたしました。
6. 当社は、取締役山下剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 令和6年11月12日付で雨宮弘和氏が仮監査役に就任しております。当社は、令和6年9月25日開催の第70期定時株主総会において小瀧繁幸氏を社外監査役として選任いたしましたが、会社法に定める社外監査役の要件に該当しないことが判明し、社外監査役の法定員数を欠くこととなり、会社法第346条第2項の規定に基づき、東京地方裁判所に仮監査役選任の申し立てを行い、令和6年11月12日付で同裁判所の決定の通知を受け、雨宮弘和氏が仮監査役として選任され就任したものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役山下剛氏及び監査役小瀧繁幸氏ならびに社外監査役高島良樹氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	7 名	105,010千円
監 査 役	5 名	30,020千円
合 計 (うち社外役員)	12名 (5名)	135,030千円 (8,665千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、令和6年9月25日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役山下剛氏は、令和6年9月25日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、取締役に就任したため、支給人員及び報酬等の額につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
3. 監査役小瀧繁幸氏は、令和6年9月25日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給人員及び報酬等の額につきましては、取締役在任期間は取締役に、監査役在任期間は監査役に含めて記載しております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額8,375千円（取締役 7,375千円、監査役 1,000千円）を含んでおります。
5. 平成8年9月25日開催の第42回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額230,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
6. 平成8年9月25日開催の第42回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長高橋快一郎に対し、各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
8. 上記のほか、令和6年9月25日開催の第70期定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は以下のとおりであります。なお、当事業年度ならびに当事業年度以前の事業報告において記載済の役員退職慰労引当金繰入額を除いております。

取締役1名 6,099千円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役山下剛氏は、Asia Strategic Partners Co., Ltd. Director、及び双葉税理士事務所代表、ならびにストラテジックパートナーズ合同会社代表社員であります。当社と兼職先との間には開示すべき重要な取引はありません。
- ・ 社外監査役高島良樹氏は、柴田・山口・高島法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には開示すべき重要な取引はありません。
- ・ 社外監査役（仮監査役）雨宮弘和氏は、雨宮司法書士事務所所長であります。当社と兼職先との間には開示すべき重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	取締役会 (13回開催)	監査役会 (11回開催)	主な活動状況及び 社外取締役に期待 される役割に関して 行った職務の概要
		出席回数	出席回数	
社外取締役	山 下 剛	13回	4 回	税理士としての豊富な経験と専門知識に基づき、取締役会においては、主にリスクマネジメントの観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	高 島 良 樹	13回	11回	取締役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においても適切な意見・提言を行っております。
社外監査役 (仮監査役)	雨 宮 弘 和	6 回	6 回	取締役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においても適切な意見・提言を行っております。

- (注) 1. 山下剛氏は、令和6年9月25日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって社外監査役を退任し、社外取締役に就任しており、上記の取締役会出席回数は、社外取締役又は社外監査役として出席した回数の合算であり、監査役会出席回数は、令和6年11月11日に権利義務監査役を退任するまでの出席回数であります。
2. 雨宮弘和氏は、令和6年11月12日に社外監査役（仮監査役）に就任いたしました。
- 同日以降の当事業年度における取締役会の開催回数は6回、監査役会の開催回数は6回であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 17,940千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及びこれらの運用状況については以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・行動規範となる「企業行動規範」を定めており、取締役及び使用人に対して法令等を遵守し高い倫理観に基づいて行動することを求めるものとしております。
- ・監査役、内部監査部門及び監査法人との連携により、経営監視機能の強化を図るとともに、顧問弁護士と顧問契約を締結し必要に応じて客観的な経営に関する助言を戴く等健全な経営とコンプライアンスの徹底に努めております。
- ・コンプライアンス経営の強化を図る目的で、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見を「公益通報に関する規程」に定め、相談・通報窓口となる公益通報調査委員会を設けて一層の自浄体制の強化を図るとともに、公益通報者に対する保護も図っております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」その他の社内規程を整備し、文書等の適切な保存及び管理を実施しております。また、監査役からの求めがあるときには、これらを直ちに提供できる体制を整備しております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務上の経常的なリスクについては、「業務分掌規程」にて定めた各部門の役割に基づき、それぞれの担当部門が中心となり、各種マニュアル等に従い、これに対処するとともに、リスク発生防止策の推進に努めております。
- ・新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行に努めております。
 - ・意思決定の迅速化と経営責任の明確化の実現に向けて、執行役員制度を導入し、機動的な経営の遂行に努めており、また既存の執行機関である経営会議と併せて、経営の効率化と活性化に向けた施策を講じております。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社管理の担当部門は、子会社からの報告に基づき、子会社業務が効率的に行われるように適切な管理を行うこととしております。
 - ・子会社の取締役等は、経営計画、損益、業務執行状況等に関する報告を定期的に行うこととしております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役の要請に基づき、必要に応じて、同使用人を置くこととします。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
- ・監査役は、その職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立及び監査役の指示の実行性の確保に努めております。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な審議・決議の場に出席し、取締役及び使用人から報告を受けることとなっております。
 - ・監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いは一切行わないこととし、その旨を周知徹底しております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役は、その職務執行のため必要な費用又は債務を会社に対して請求することができることとしております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、主要な稟議書その他業務執行等に係る重要な書類（電磁的記録を含む）を閲覧し、必要があると認めたときは、取締役又は使用人に対し説明を求めることができることとしております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 金融商品取引法及び関連法令に従い、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、運用しております。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・ 当事業年度における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、「企業行動規範」をはじめとしたコンプライアンス関係の規程等を社内イントラネットで役員及び従業員に周知いたしました。

また、「内部監査計画書」に基づき、内部監査部門は、監査役及び会計監査人と連携しながら、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,284,412	流 動 負 債	960,326
現金及び預金	3,424,388	買掛金	591,520
受取手形	163,670	未払金	123,827
電子記録債権	697,502	未払費用	39,809
売掛金	1,476,869	未払法人税等	110,057
商品	431,641	未払消費税等	52,152
貯蔵品	23,672	預り金	40,110
前渡金	7,958	前受金	2,849
前払費用	22,981	固 定 負 債	217,536
その他の	36,429	退職給付引当金	134,486
貸倒引当金	△ 701	役員退職慰労引当金	50,250
固 定 資 産	5,323,728	その他の	32,800
有 形 固 定 資 産	2,361,899	負 債 合 計	1,177,863
建物	980,114	純 資 産 の 部	
構築物	4,245	株 主 資 本	10,382,351
機械及び装置	92,606	資 本 金	300,745
車両運搬具	0	資 本 剰 余 金	273,245
工具、器具及び備品	123,647	資 本 準 備 金	273,245
土地	1,161,285	利 益 剰 余 金	9,873,004
無 形 固 定 資 産	355,769	利 益 準 備 金	43,189
商 標 権	734	その他利益剰余金	9,829,815
ソフトウェア	18,513	土地圧縮積立金	94,624
その他の	336,521	別 途 積 立 金	6,000,000
投資その他の資産	2,606,059	繰越利益剰余金	3,735,190
投資有価証券	2,490,529	自 己 株 式	△ 64,643
関係会社株式	0	評価・換算差額等	47,926
関係会社長期貸付金	34,030	その他有価証券評価差額金	47,926
破産更生債権等	0	純 資 産 合 計	10,430,277
長期前払費用	4,741	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,608,141
繰延税金資産	49,373		
敷金保証金	51,630		
貸倒引当金	△ 24,246		
資 産 合 計	11,608,141		

(注) 千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和6年7月1日から)
(令和7年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		10,297,016
売 上 原 価		7,563,351
売 上 総 利 益		2,733,664
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,218,187
営 業 利 益		515,476
営 業 外 収 益		54,646
受 取 利 息	7,455	
有 価 証 券 利 息	27,026	
受 取 配 当 金	8,283	
仕 入 割 引	6,205	
雑 収 入	5,675	
営 業 外 費 用		8,848
為 替 差 損	4,406	
雑 損 失	4,442	
経 常 利 益		561,274
特 別 損 失		780
固 定 資 産 除 却 損	780	
税 引 前 当 期 純 利 益		560,494
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	166,665	169,636
法 人 税 等 調 整 額	2,971	
当 期 純 利 益		390,857

(注) 千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和6年7月1日から)
(令和7年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	300,745	273,245	273,245	43,189	95,868	6,000,000	3,482,731	9,621,788	△64,643	10,131,135
当 期 変 動 額										
土地圧縮積立金の取崩					△1,243		1,243	－		－
剰余金の配当							△139,641	△139,641		△139,641
当 期 純 利 益							390,857	390,857		390,857
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	△1,243	－	252,459	251,215	－	251,215
当 期 末 残 高	300,745	273,245	273,245	43,189	94,624	6,000,000	3,735,190	9,873,004	△64,643	10,382,351

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	19,282	19,282	10,150,417
当 期 変 動 額			
土地圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△139,641
当 期 純 利 益			390,857
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,644	28,644	28,644
当期変動額合計	28,644	28,644	279,860
当 期 末 残 高	47,926	47,926	10,430,277

(注) 千円未満の金額は切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 5～50年

機 械 及 び 装 置 10年

工具、器具及び備品 1～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における見込利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく自己都合による期末退職金要支給額から特定退職金共済及び確定給付企業年金の年金資産を控除した額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、建築金物・家具金物を主体とした内装金物全般の販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、主に商品を引き渡した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）49,373千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、収益力やタックス・プランニングに基づく将来の課税所得の見積り等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主 要 な 仮 定

将来の収益力に基づく課税所得は、将来の事業計画を基礎として見積もられており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社が販売する住宅用内装金物は、主として住宅新設時に使用されるため、売上高の予測にあたっては、新設住宅着工戸数の増減に影響されます。

また、建設資材の原材料コストや製造・輸送に係るエネルギーコストの高止まりなどが、将来の課税所得の見積り等に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が増減し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額		4,582,618千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	金銭債権	40,800千円
	金銭債務	2,172千円
3. 取締役に対する金銭債権債務	金銭債権	4,000千円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引による取引高 不動産賃借料の支払 39,600千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,105,000株	—	—	4,105,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	115,243株	—	—	115,243株

３．配当に関する事項

(1) 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和6年9月25日 第70期定時株主総会	普通株式	69,820千円	17円50銭	令和6年6月30日	令和6年9月26日
令和7年1月30日 取締役会	普通株式	69,820千円	17円50銭	令和6年12月31日	令和7年3月11日

(注) 1. 令和6年9月25日定時株主総会決議における1株当たり配当額17円50銭には、アトムブランド誕生70周年記念配当2円50銭を含んでおります。

2. 令和7年1月30日取締役会決議における1株当たり配当額17円50銭には、法人改組70周年記念配当2円50銭を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和7年9月25日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和7年9月25日 第71期定時株主総会	普通株式	65,830千円	利益 剰余金	16円50銭	令和7年6月30日	令和7年9月26日

４．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税及び未払特別法人事業税	7,065千円
退職給付引当金	42,363千円
役員退職慰労引当金	15,828千円
減損損失	297,126千円
その他	34,567千円

繰延税金資産小計

396,951千円

評価性引当額

△277,752千円

繰延税金資産合計

119,199千円

繰延税金負債

土地圧縮積立金 43,513千円

その他有価証券評価差額金 26,312千円

繰延税金負債合計

△69,825千円

繰延税金資産の純額

49,373千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。また、借入金等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の「売上債権管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、毎月、時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、ほぼ1ヶ月以内に決済されております。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	2,423,609	2,423,609	—
資 産 計	2,423,609	2,423,609	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額 (千 円)
非上場株式	66,920
関係会社株式	0

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	3,424,388	—	—	—
受取手形	163,670	—	—	—
電子記録債権	697,502	—	—	—
売掛金	1,476,869	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 社債	—	300,000	300,000	—
合計	5,762,431	300,000	300,000	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
(1) 株式	236,464	—	—	236,464
(2) 社債	—	2,187,145	—	2,187,145
資産計	236,464	2,187,145	—	2,423,609

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社	高橋不動産㈱	(被所有)直接 22.2%	不動産の賃借 役員の兼任	賃借料の支払	39,600	前払費用 敷金保証金	3,630 40,000

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
高橋不動産㈱に対する賃借料の支払については、近隣の取引事例を参考の上、賃借料金額を決定しております。
3. 高橋不動産㈱は当社代表取締役社長高橋快一郎の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

〔収益認識に関する注記〕

当社は、住宅用内装金物事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、品目別に記載しております。

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	品目別					合計
	折 戸 ・ 引戸金物	開戸金物	引 出 ・ 収納金物	取手・引手	附帯金物	
一時点で移転される財	7,659,237	812,611	729,888	487,857	607,422	10,297,016
一定の期間にわたり 移転される財	—	—	—	—	—	—
顧客との契約から 生じる収益	7,659,237	812,611	729,888	487,857	607,422	10,297,016
外部顧客への売上高	7,659,237	812,611	729,888	487,857	607,422	10,297,016

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(１) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の残高は、以下のとおりであります。

なお、契約資産の該当はありません。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	—	2,849

契約負債は、顧客との契約に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	2,614円26銭
1株当たり当期純利益	97円97銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和 7 年 8 月 20 日

アトムリビンテック株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	二 口 嘉 保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	海老澤 弘 毅

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アトムリビンテック株式会社の令和6年7月1日から令和7年6月30日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年8月21日

アトムリビンテック株式会社 監査役会

常勤監査役 金子 豊 ⑩

監査役 小瀧 繁 幸 ⑩

社外監査役 高島 良 樹 ⑩

社外監査役 雨宮 弘 和 ⑩

- (注) 監査役雨宮弘和氏は、令和6年9月25日開催の第70期定時株主総会において小瀧繁幸氏を社外監査役として選任いたしました。が、会社法に定める社外監査役の要件に該当しないことが判明したことに伴い、社外監査役の法定員数を欠くこととなったため、東京地方裁判所に一時監査役の職務を行うべき者（仮監査役）の選任の申し立てを行い、令和6年11月12日に同裁判所により監査役として選任され就任しております。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最も重要な課題の一つとしており、安定的な経営基盤の確保と企業価値の向上に努めるとともに、配当につきましても積極的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

以上の方針および当期の業績を勘案し、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、令和7年3月11日に、1株につき17円50銭の中間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株につき34円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円50銭 総額 65,830,991円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和7年9月26日

第2号議案 監査役1名選任の件

令和6年9月25日開催の第70期定時株主総会において小瀧繁幸氏を社外監査役として選任いたしました。が、会社法に定める社外監査役の要件に該当しないことが判明し、社外監査役の法定員数に1名の欠員が生じたため、令和6年11月12日に東京地方裁判所において、仮監査役として雨宮弘和氏が選任され就任いたしました。仮監査役の任期は本総会において監査役を選任するまでの期間となっておりますので、あらためて正式に監査役として同氏の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
※新任 あめ みや ひろ かず 雨 宮 弘 和 (昭和37年2月18日生)	昭和60年9月 藤田司法書士事務所入所 平成4年9月 小池司法書士事務所入所 平成8年12月 司法書士登録 平成9年1月 雨宮司法書士事務所開設 所長（現任） 令和6年11月 当社社外監査役（仮監査役）（現任）	一株
【選任理由】 雨宮弘和氏を社外監査役候補者とした理由は、司法書士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を遂行できると判断いたします。		

- (注) 1. 当社は、候補者雨宮弘和氏が所長を務める雨宮司法書士事務所に登記手続きを依頼しております。
2. 雨宮弘和氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 雨宮弘和氏は、現在、当社の社外監査役であります。が、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10ヶ月となります。
4. 雨宮弘和氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号

ロイヤルパークホテル2階「東雲の間」

電 話 03 (3667) 1111

交 通 東京メトロ 半蔵門線 「水天宮前駅」4番出口とホテルが直結
東京メトロ 日比谷線 「人形町駅」A2出口より徒歩約5分
都営地下鉄 浅草線 「人形町駅」A3出口より徒歩約8分